

日医発第 535 号（年税 45）

平成 23 年 9 月 12 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原 中 勝 征

独立行政法人福祉医療機構の貸付利率の改定について

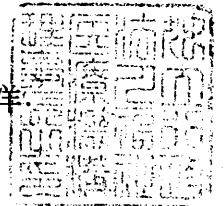
今般、独立行政法人福祉医療機構より、貸付利率を別添のとおり変更した旨通知がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。



総企企第 0907002 号
平成 23 年 9 月 7 日

日 本 医 師 会
会 長 原 中 勝 征 様

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長 野 洋



独立行政法人福祉医療機構貸付利率の改定について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、今般、当機構の貸付利率を別紙のとおり変更し、平成 23 年 9 月 9 日以降の貸
付けから適用することとしましたので通知いたします。

実 年 月 日	金 利 推 移 表											年金担 保貸付	劣災 年金担 保貸付	実 施 年 月 日	財政融資資金													
	福祉貸付金利														機械 購入 資金	長期 運転 資金	償還30年 償還2年	償還20年 償還1年	償還5年 償還1年									
	股 置		養 成		有 料		高 齢 者 総 合 福 祉 セ ン タ ー ・ 在 宅		在 宅		経 営									医 療 貸 付 金 利								
	社会福祉 事業施設 ※1		介護関連施設 ※2		老人 ホーム		センター・在宅 介護サービス センター		サービス 事業等		資金									病院・診療所 新築・甲種 増改築資金※3		乙種 増改築資金		助産所等		介護老人保健施設 看護事業		指定訪問 看護事業
(償還期間 20年以内)	(償還期間 20年超)	(償還期間 20年以内)	(償還期間 20年超)			社会福祉 法人等	営利 法人					(償還期間 20年以内)	(償還期間 20年超)	(償還期間 20年以内)	(償還期間 20年超)	(償還期間 20年以内)	(償還期間 20年超)											
平成22年 2. 1																						1.90	0.90	平成22年 2. 1				
" 7. 3																						1.80						
平成23年 2. 15																						1.60		平成23年 2. 15				
" 3. 9	1.50 (1.20)		1.60 (1.30)		1.70 (1.40)	2.00 (1.70)	1.50 (1.20)	2.00 (1.70)	2.00 (1.70)	1.30	1.50 (1.20)	1.90 (1.20)	2.00 (1.70)	1.50 (1.20)	2.00 (1.70)	1.60 (1.30)		1.60	1.30	1.30				" 3. 9		1.50 (1.20)	0.50	
" 4. 1	1.50 (1.20)	1.90 (1.20)	1.60 (1.30)	2.00 (1.30)	1.70 (1.40)	2.00 (1.70)	1.50 (1.20)	2.00 (1.70)	2.00 (1.70)	1.30	1.50 (1.20)	1.90 (1.20)	2.00 (1.70)	2.40 (1.70)	2.00 (1.70)	1.60 (1.30)	2.00 (1.30)	1.60	1.30	1.30				" 4. 1	1.90 (1.20)	1.50 (1.20)	0.50	
" 4. 13	1.60 (1.20)	1.90 (1.30)	1.70 (1.30)	2.00 (1.40)	1.80 (1.40)	2.10 (1.70)	1.60 (1.20)	2.10 (1.70)	2.10 (1.70)	1.20	1.60 (1.20)	1.90 (1.30)	2.10 (1.70)	2.40 (1.80)	2.10 (1.70)	1.70 (1.30)	2.00 (1.40)	1.70	1.20	1.20				" 4. 13	1.90 (1.30)	1.60 (1.20)	0.40	
" 5. 20	1.40 (1.00)	1.80 (1.10)	1.50 (1.10)	1.90 (1.20)	1.60 (1.20)	1.90 (1.50)	1.40 (1.00)	1.90 (1.50)	1.90 (1.50)	1.20	1.40 (1.00)	1.80 (1.10)	1.90 (1.50)	2.30 (1.60)	1.90 (1.50)	1.50 (1.10)	1.90 (1.20)	1.50	1.20	1.20				" 5. 20	1.80 (1.10)	1.40 (1.00)	0.40	
" 6. 9	1.40 (1.00)	1.80 (1.10)	1.50 (1.10)	1.90 (1.20)	1.60 (1.20)	1.90 (1.50)	1.40 (1.00)	1.90 (1.50)	1.90 (1.50)	1.10	1.40 (1.00)	1.80 (1.10)	1.90 (1.50)	2.30 (1.60)	1.90 (1.50)	1.50 (1.10)	1.90 (1.20)	1.50	1.10	1.10				" 6. 9	1.80 (1.10)	1.40 (1.00)	0.30	
" 7. 13	1.50 (1.10)	1.80 (1.10)	1.60 (1.20)	1.90 (1.20)	1.70 (1.30)	2.00 (1.60)	1.50 (1.10)	2.00 (1.60)	2.00 (1.60)	1.20	1.50 (1.10)	1.80 (1.10)	2.00 (1.60)	2.30 (1.60)	2.00 (1.60)	1.60 (1.20)	1.90 (1.20)	1.60	1.20	1.20				" 7. 13	1.80 (1.10)	1.50 (1.10)	0.40	
" 8. 10	1.30 (0.90)	1.70 (1.00)	1.40 (1.00)	1.80 (1.10)	1.50 (1.10)	1.80 (1.40)	1.30 (0.90)	1.80 (1.40)	1.80 (1.40)	1.10	1.30 (0.90)	1.70 (1.00)	1.80 (1.40)	2.20 (1.50)	1.80 (1.40)	1.40 (1.00)	1.80 (1.10)	1.40	1.10	1.10				" 8. 10	1.70 (1.00)	1.30 (0.90)	0.30	
" 9. 9	1.40 (1.00)	1.70 (1.00)	1.50 (1.10)	1.80 (1.10)	1.60 (1.20)	1.90 (1.50)	1.40 (1.00)	1.90 (1.50)	1.90 (1.50)	1.10	1.40 (1.00)	1.70 (1.00)	1.90 (1.50)	2.20 (1.50)	1.90 (1.50)	1.50 (1.10)	1.80 (1.10)	1.50	1.10	1.10				" 9. 9	1.70 (1.00)	1.40 (1.00)	0.30	

※1 償還期間20年超を選択できるのは、養護老人ホーム

※2 償還期間20年超を選択できるのは、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）

※3 国立病院等の資産の購入資金（国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律に基づく国立病院等）、医療施設近代化施設整備事業を実施する病院の乙種増改築資金を含む。

(注1) 福祉貸付金利

- ① 社会福祉事業施設（一部施設を除く）は4.6%（固定金利）、ただし、財政融資資金借入金金利が4.6%を下回る場合は、財政融資資金借入金金利と同率
- ② 介護関連施設は財政融資資金借入金金利プラス0.1%
- ③ 養成施設は財政融資資金借入金金利プラス0.2%
- ④ 有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター及び在宅介護サービスセンターの営利法人、在宅サービス事業等は、財政融資資金借入金金利プラス0.5%
- ⑤ 高齢者総合福祉センター及び在宅介護サービスセンターの社会福祉法人及び民法法人は財政融資資金借入金金利合わせ
- ⑥ 経営資金は財政融資資金借入金金利（5年）プラス0.8%

(注2) 医療貸付金利

- ① 新築・甲種増改築資金、国立病院等の資産の購入資金（国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律に基づく国立病院等）、医療施設近代化施設整備事業を実施する病院の乙種増改築資金は、財政融資資金借入金金利合わせ
- ② 病院の乙種増改築資金及び長期運転資金は財政融資資金借入金金利プラス0.5%
- ③ 診療所の乙種増改築資金及び機械購入資金・長期運転資金は財政融資資金借入金金利プラス0.5%
- ④ 助産所、医療従事者養成施設は、財政融資資金借入金金利プラス0.5%
- ⑤ 介護老人保健施設・指定訪問看護事業は、財政融資資金借入金金利プラス0.1%
- ⑥ 病院の増改築資金に係る乙種増改築資金のうち、看護師宿舎及び保育施設に係る資金については、財政融資資金借入金金利合わせ
- ⑦ 長期運転資金、機械購入資金については、財政融資資金借入金金利（5年）プラス0.8%

(注3) () 内については、10年金利見直しにおける当初10年間の適用金利

(注4) 社会福祉法人等には、一般社団・一般財団法人を含む

(注5) 社会福祉法人等には、一般社団・一般財団法人を含む

固定金利

独立行政法人福祉医療機構（医療貸付）貸付利率表

平成23年9月9日改定

利率欄の（ ）は、上段が償還期間20年以内の貸付利率、下段が償還期間20年超30年以内の貸付利率

施設の種類の	資 金 の 種 類		利 率	
			新	旧
病 院	新 築 資 金		(年 1.40%)	(年 1.30%)
	増 改 築 資 金	甲 種	(年 1.70%)	(年 1.70%)
		乙 種	(年 1.90%) (年 2.20%)	(年 1.80%) (年 2.20%)
	機 械 購 入 資 金 長 期 運 転 資 金 (経営安定化資金を含む)		年 1.10%	年 1.10%
診 療 所	新 築 資 金		年 1.40%	年 1.30%
	増 改 築 資 金	甲 種	年 1.90%	年 1.80%
		乙 種		
	機 械 購 入 資 金 長 期 運 転 資 金 (経営安定化資金を含む)		年 1.10%	年 1.10%
介 護 老 人 保 健 施 設	新築資金及び増改築資金		(年 1.50%) (年 1.80%)	(年 1.40%) (年 1.80%)
	機 械 購 入 資 金 長 期 運 転 資 金 (経営安定化資金を含む)		年 1.10%	年 1.10%
指 定 訪 問 看 護 事 業	新築資金及び増改築資金		年 1.50%	年 1.40%
	機 械 購 入 資 金 長 期 運 転 資 金		年 1.10%	年 1.10%
助 産 所 医 療 従 事 者 養 成 施 設	新築資金及び増改築資金		年 1.90%	年 1.80%
	機 械 購 入 資 金 長 期 運 転 資 金		年 1.10%	年 1.10%

(注) 保証人の免除を希望する場合には、利率に0.2%上乗せしたものを貸付利率とする。

(注) 東日本大震災による災害に係る貸付利率には、優遇措置がありますのでお問合せください。

(注) アスベスト（石綿）除去等の整備事業および国立病院等の譲受に要する資金に係る貸付利率には、一部優遇措置がありますのでお問合せください。

【備考】（利率の適用にあたっての詳細は、担当窓口までお問い合わせください）

	(改定後)	(改定前)
1 耐震化整備事業		
(1) ・耐震改修を行う病院の乙種増改築資金	(年 1.40%)	← (年 1.30%)
・建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づいた診療所の乙種増改築資金	(年 1.70%)	← (年 1.70%)
(2) 医療施設耐震化臨時特例交付金の対象となる整備に係る資金 ※1	(年 0.90%) (年 1.20%)	← (年 0.80%) (年 1.20%)
2 ・医療施設近代化施設整備事業を行う病院の乙種増改築資金	(年 1.40%)	← (年 1.30%)
・都道府県知事が認める増改築資金（減床する場合に限る。）	(年 1.70%)	← (年 1.70%)
・病院の看護師宿舎及び保育施設の乙種増改築資金		
・病院又は診療所の療養病床の転換又は廃止に伴い整備される介護老人保健施設 の整備事業に係る資金		
・地域医療再生計画に基づく医療機関の施設整備に係る乙種増改築資金		
3 療養病床転換支援資金	年 1.40%	← 年 1.30%
4 建物賃借に要する資金のうち権利金に係るもの	年 1.90%	← 年 1.80%
5 出産育児一時金等の制度見直しに伴う経営安定化資金	年 0.80%	← 年 0.80%
6 介護老人保健施設における介護基盤の緊急整備に係る優遇措置の対象と なる資金 ※2	(年 0.90%) (年 1.20%)	← (年 0.80%) (年 1.20%)
7 機構購入資金のうち、償還期間が5年を超えるもの（病院に限る。）	年 1.40%	← 年 1.30%

※1 当初5年間の適用金利であり、6年目以降は、契約時における上記の表の甲種増改築資金の利率となる。

※2 当初5年間の適用金利であり、6年目以降は通常の利率（上記の表の該当する欄の利率）となる。

10年経過毎金利見直し(当初10年)

独立行政法人福祉医療機構（医療貸付）貸付利率表

平成23年9月9日改定

利率欄の（）は、上段が償還期間20年以内の貸付利率、下段が償還期間20年超30年以内の貸付利率

施設の種類の	資金の種類		利率	
			新	旧
病院	新築資金		年 1.00%	年 0.90%
	増改築資金	甲種	年 1.00%	年 1.00%
		乙種	年 1.50%	年 1.40%
診療所	新築資金		年 1.00%	年 0.90%
	増改築資金	甲種		
		乙種	年 1.50%	年 1.40%
介護老人保健施設	新築資金及び増改築資金		年 1.10%	年 1.00%
助産所 医療従事者養成施設	新築資金及び増改築資金		年 1.50%	年 1.40%

(注) 保証人の免除を希望する場合には、利率に0.2%上乗せしたものを貸付利率とする。

(注) 東日本大震災による災害に係る貸付利率には、優遇措置がありますのでお問合せください。

(注) アスベスト（石綿）除去等の整備事業および国立病院等の譲受に要する資金に係る貸付利率には、一部優遇措置がありますのでお問合せください。

【備考】（利率の適用にあたっての詳細は、担当窓口までお問い合わせください）

	(改定後)	(改定前)
1 耐震化整備事業		
(1) ・耐震改修を行う病院の乙種増改築資金	年 1.00%	← 年 0.90%
・建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づいた診療所の乙種増改築資金	年 1.00%	← 年 1.00%
(2) 医療施設耐震化臨時特例交付金の対象となる整備に係る資金 ※1	年 0.50%	← 年 0.40%
	年 0.50%	← 年 0.50%
2 ・「医療施設近代化施設整備事業」を行う病院の乙種増改築資金	年 1.00%	← 年 0.90%
・都道府県知事が認める増改築資金（減床する場合に限る。）	年 1.00%	← 年 1.00%
・病院の看護師宿舎及び保育施設の乙種増改築資金		
・病院又は診療所の療養病床の転換又は廃止に伴い整備される介護老人保健施設の整備事業に係る資金		
・地域医療再生計画に基づく医療機関の施設整備に係る乙種増改築資金		
3 介護老人保健施設における介護基盤の緊急整備に係る優遇措置の対象となる資金 ※2	年 0.50%	← 年 0.40%
	年 0.50%	← 年 0.50%

※1 当初5年間の適用金利であり、6年目以降は、契約時における上記の表の甲種増改築資金の利率となる。

※2 当初5年間の適用金利であり、6年目以降は通常の利率（上記の表の該当する欄の利率）となる。